

重点項目

1. 社会福祉法一部改正に伴う法人組織体制の確立
2. 職員元年として平成 29、30 年度働き方の改革に重点的に取り組む

( ) 内推進担当

1. 社会福祉法人としての新たな経営体制の確立 (法人本部及び事務局)
  - ①新しい定款に基づく法人運営体制確立・ガバナンスの強化・情報発信
  - ②業務執行理事による経営体制の整備
  - ③監査法人による会計監査人監査の開始
2. 社会福祉法人として組織力の強化と職員の働きやすい職場づくり (法人運営会議)
  - ①職位職責の明確化による役割分担と責任ある組織づくりと事業・施設単位の連携
  - ②働きやすい職場づくりー業務分析と適切な配置・勤務体制の検討
  - ③休日のとり方 (育児休業・介護休業・法人休 等)
3. 社会福祉法人として家族支援のため地域の拠点となる (高齢×児童)
  - ① 施設に於ける介護サービスの質の向上及び世帯の支援の専門性の確立
  - ②高齢・児童の連携による三世帯・四世代支援の法人のしくみづくり
  - ③地域包括ケアの拠点施設としての役割の追及
4. 社会福祉法人として利用者満足を追求する (各施設)
  - ①ルールに基づくサービス提供と確認のしくみを作る
  - ②生活の質を向上するためのチームケア・医療専門職の助言や指導を活用
  - ③母と子の世帯として適切な支援計画と実践の充実
5. 特記事項
  - ①法人創立 71 年目をリボーンの年として継承すべきことをふまえつつ、日常業務の抜本的見直しを行い、業務の効率化と質の向上を目指す
  - ②網代ホームきずな 第Ⅰ期改築工事完成 (11 月) および第Ⅱ期改築工事着工 (平成 32 年 3 月竣工予定) において無事故の完成を目的とする